

これからの地域支援事業の あり方について

佐賀中部広域連合

【第6期】第3回策定委員会資料

目 次

1	第5期までの地域支援事業について	1
	(1) 第5期までの地域支援事業の全体像	1
	(2) 地域支援事業の実績	2
	(3) それぞれの事業の現状と課題	4
	ア 介護予防事業の現状	4
	イ 包括的支援事業の現状	5
	ウ 任意事業の現状	9
2	第6期における地域支援事業について	11
	(1) 第6期における地域支援事業の全体像	11
	(2) 第6期における地域支援事業	12
	ア 介護予防・日常生活支援総合事業	12
	イ 包括的支援事業	13
	ウ 任意事業	15
	エ 地域支援事業の上限設定	15
3	第6期に向けた基本的な方向性	17
	(1) 基本的な考え方	17
	(2) 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築	18
	(3) これからの地域支援事業のあり方について	18

1 第5期までの地域支援事業について

(1) 第5期までの地域支援事業の全体像

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本広域連合では、地域支援事業のうち、介護予防事業（必須事業）、包括的支援事業（必須事業）及び任意事業を実施しています。

そして、スケールメリットが得られる事業については直接実施し、地域資源の活用や個々の高齢者の状況把握が必要な事業については、関係市町や各種法人に委託して実施しています。

■表1 現行の地域支援事業の全体像（佐賀中部広域連合）

		内 容
介護 予防 事業	①二次予防事業	●二次予防事業対象者の把握事業
		●通所型介護予防事業
		●訪問型介護予防事業
		●二次予防事業評価事業
	②一次予防事業	●介護予防普及啓発事業
		●地域介護予防活動支援事業 ●一次予防事業評価事業
支援 事業 包括的	①介護予防ケアマネジメント事業（地域ケア会議の設置：通知）	
	②総合相談支援事業	
	③権利擁護事業	
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
任意 事業	①介護給付等費用適正化事業	
	②家族介護支援事業	
	③その他の事業	●成年後見制度利用支援事業
		●地域自立生活支援事業
		●高齢者の生きがいと健康づくり事業
		●住宅改修支援事業 ●その他の事業

(2) 地域支援事業の実績

第5期計画における地域支援事業費は、上限として定められている給付見込額の3%を見込んでいましたが、平成24年度実績は計画値比79.5%、25年度は76.1%と、見込み額を下回っています。これは、二次予防事業の参加者数の実績が計画値を下回ったためです。

■表2 地域支援事業費・第5期事業計画値と実績の比較（平成24年度・25年度）

(単位:千円)

	事業名	計画値	実績値	内訳						計画値比(%)
				佐賀中部 広域連合	佐賀市	多久市	小城市	神崎市	吉野ヶ里 町	
平成 24 年度	介護予防事業	254,614	129,567	6,411	72,969	10,083	23,203	9,618	7,284	50.9%
	二次予防事業		99,464	0	69,828	4,641	14,431	6,332	4,231	
	一次予防事業		30,103	6,411	3,141	5,442	8,772	3,285	3,052	
	包括的支援事業	378,513	378,159	259	254,800	20,100	36,300	48,400	18,300	99.9%
	任意事業	130,715	99,327	26,666	38,058	6,337	19,378	5,685	3,203	76.0%
	介護給付等費用 適正化事業		10,193	10,193	0	0	0	0	0	
	家族介護支援事 業		21,125	0	16,871	1,000	1,264	1,053	937	
	その他の事業		68,009	16,473	21,187	5,337	18,114	4,631	2,266	
	地域支援事業費 合計	763,842	607,052	33,336	365,827	36,520	78,881	63,702	28,787	79.5%
	平成 25 年度	介護予防事業	281,243	127,041	6,054	72,244	10,345	18,490	12,231	7,677
二次予防事業			97,359	0	68,783	4,886	10,636	8,254	4,802	
一次予防事業			29,681	6,054	3,462	5,459	7,854	3,977	2,875	
包括的支援事業		378,513	378,110	210	254,800	20,100	36,300	48,400	18,300	99.9%
任意事業		136,409	100,419	24,485	41,584	5,976	19,708	5,606	3,060	73.6%
介護給付等費用 適正化事業			11,702	11,702	0	0	0	0	0	
家族介護支援事 業			24,133	0	19,886	1,415	741	1,219	872	
その他の事業			64,584	12,783	21,698	4,561	18,967	4,388	2,187	
地域支援事業費 合計		796,165	605,569	30,749	368,629	36,421	74,498	66,237	29,036	76.1%

■表3 二次予防事業対象者の把握事業、二次予防事業の実績（平成24年度・25年度）

関係市町		（各年度末現在） 高齢者人口	二次予防事業対象者の把握事業					（%） 高齢者人口に 対する対象者 数の割合
			基本チェックリスト			② 前年度からの 継続者数等	① + ② 当該年度中の 対象者数（計）	
			配布人数	実施者数	① 該当者数			
合計	H24	85,144	30,933	22,638	7,623	143	7,766	9.12%
	H25	87,519	30,428	22,384	7,805	105	7,910	9.04%
佐賀市	H24	56,444	19,256	14,624	5,245	67	5,312	9.41%
	H25	58,020	19,132	14,698	5,051	83	5,134	8.85%
多久市	H24	6,001	2,747	1,865	468	3	471	7.85%
	H25	6,136	2,660	1,525	460	0	460	7.50%
小城市	H24	10,826	4,118	2,609	940	3	943	8.71%
	H25	11,156	3,352	2,405	864	0	864	7.74%
神崎市	H24	8,500	2,584	2,165	661	14	675	7.94%
	H25	8,705	2,628	2,297	1,059	22	1,081	12.42%
吉野ヶ里町	H24	3,373	2,228	1,375	309	56	365	10.82%
	H25	3,502	2,656	1,459	371	0	371	10.59%

関係市町		二次予防事業			
		③ 通所型介護予防 （実業参加者数防）	④ 訪問型介護予防 （実業参加者数防）	③ + ④ 参加者数（計）	高齢者人口に 対する対象者の 割合（%）
合計	H24	1,472	11	1,483	1.74%
	H25	1,442	7	1,449	1.66%
佐賀市	H24	1,018	0	1,018	1.80%
	H25	1,009	0	1,009	1.74%
多久市	H24	96	11	107	1.78%
	H25	89	7	96	1.56%
小城市	H24	220	0	220	2.03%
	H25	194	0	194	1.74%
神崎市	H24	82	0	82	0.96%
	H25	95	0	95	1.09%
吉野ヶ里町	H24	56	0	56	1.66%
	H25	55	0	55	1.57%

■表4 二次予防事業の計画値と実績値の比較

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
二次予防事業対象者数 （人）	計画値	7,271	5,485	6,226
	実績	6,790	7,766	7,910
二次予防事業の参加者数 （人）	計画値	3,232	2,838	3,582
	実績	1,149	1,483	1,449

(3) それぞれの事業の現状と課題

ア 介護予防事業の現状

現行の介護予防事業は、すべての高齢者（第1号被保険者）及びその支援のための活動に関わる者を対象とする「一次予防事業」と、基本チェックリストを配布・回収する方法により対象者を把握し、その該当者を事業の対象とする「二次予防事業」に区分されています。

①二次予防事業

●二次予防事業対象者の把握事業

二次予防事業対象者の把握事業は、要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者を早期に発見し、介護予防に資する取組につなぐことを目的とする事業です。

本広域連合では、効率的な事業実施を図るために、基本チェックリストを送付・回収する郵送方式で実施しています。

●通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に対しては、運動器の機能向上プログラム等を実施しています。

そして、地域包括支援センターと連携し、一人でも多くの対象者を事業参加に結び付けていくための勧奨や介護予防の重要性について普及啓発に努めています。

また、実施プログラムには、日常的な介護予防への意識づけや、介護予防の習慣化を図るための取組も盛り込んでいます。

●訪問型介護予防事業

閉じこもりがちで、人との交流に積極的でない対象者に対しては、地域包括支援センターにおける訪問活動等を通じて、介護予防への関心や意欲を高めるように働きかけるとともに、必要に応じて訪問型介護予防事業を実施しています。

[事業実施例]

プログラム参加の適否に係る医師の判断、運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知機能の低下予防・支援、うつ予防・支援などに関するプログラム

②一次予防事業

●介護予防普及啓発事業

高齢者が自ら介護予防に資する活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施される地域社会の構築を目指し、介護予防に関する基本的な知識等の普及啓発に努めています。

テレビ等の媒体を用いた広報、介護予防の継続的な取組を支援するための事業、短期的な介護予防教室等を通じて、高齢者の介護予防に関する意識の高揚を図るために介護予防の重要性について広く普及啓発に努めています。

[事業実施例]

紙面による広報、介護予防パンフレットの配布、介護予防講演会、健康づくり教室・運動教室・フォローアップ教室など各種介護予防教室、もの忘れ相談室 など

●地域介護予防活動支援事業

地域に根差した介護予防を推進するためには、ボランティアや支援者の人材育成や自発的な介護予防に資する活動等を育成・支援する必要があります。

平成 24 年 11 月から、高齢者がボランティア活動を通じて地域に貢献することで、高齢者自身の介護予防を推進することを目的とした介護支援ボランティアポイント制度を実施しています。

また、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、認知症サポーター養成講座の実施など、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、認知症高齢者及びその家族を温かく見守り支援する体制づくりを推進しています。

[事業実施例]

認知症サポーター養成講座、ボランティア活動等に関する地域活動支援、介護支援ボランティアポイント制度 など
--

《第 6 期に向けた課題》

二次予防事業における対象者数の伸びに対して、事業参加者数は相対的に伸びていないのが現状です。引き続き介護予防に対する意識啓発に努める必要があります。

また、各種事業修了後も介護予防に資する取組が継続されるよう支援等も行っておりますが、より継続性を高めるためには、自主グループ化など地域における通いの場を充実していく必要があります。

これらの課題を踏まえ、第 6 期における制度改正も視野に入れた取組の検討が必要になります。

イ 包括的支援事業の現状

包括的支援事業は、その事業を委託して実施することが可能になっています。本広域連合では、圏域を 22 か所に区分して、関係市町や社会福祉法人等に事業を委託して地域包括支援センターを設置しています。

①地域包括支援センターの運営

本広域連合では、圏域全体の地域包括支援センターの運営方針を協議するために本広域連合が設置する「介護保険運営協議会」と、関係市町の地域の実情に合わせた運営実施を協議するために関係市町がそれぞれ設置する「地域包括支援センター運営委員会」があります。この運営協議会と運営委員会がそれぞれの役割を担い、本広域連合内の地域包括支援センターの運営に当たっています。そして、本広域連合、関係市町及び地域包括支援センターが連携し、センターが抱える課題の検討やセンター間の情報の共有化等を図っています。

また、地域包括支援センターの役割や実施事業等について地域の住民の方に十分に理解していただくよう、センターにおいては老人会やサロンなど地域の催物には積極的に参加し、草の根運動的な周知活動を行っています。

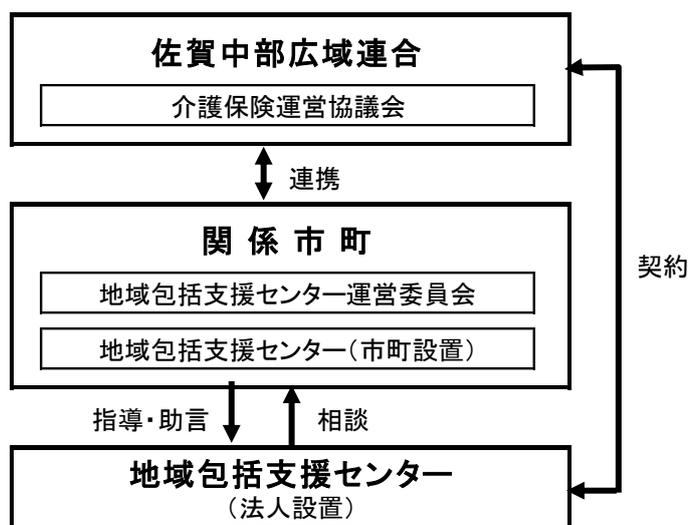
②地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備が同時に図れるため、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な手法としての活用が期待されています。

本広域連合では、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議、関係市町が主催する会議、広域連合が主催する会議と、3段階の骨組みにより段階的に地域ケア会議の推進を図っていきます。

第5期においては、その第1段階となる地域包括支援センターが主催する地域ケア会議の実施を推進しています。

■図1 佐賀中部広域連合・関係市町と地域包括支援センターの関係図



《第6期に向けた課題》

本広域連合では、地域に密着した相談窓口である地域包括支援センターを、地域における中核的な役割を担う機関と位置付けています。2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築においては、地域における連携拠点としての役割や機能を更に強化する必要があります。

また、今回の制度改正等も踏まえ、地域包括支援センターの役割を含め包括的支援事業の実施体制について検討する必要があります。

■表5 おたっしや本舗（地域包括支援センター）一覧

設置：●市町設置 ○法人設置、単位：人

市町名	愛称 (正式名称)	担当地区	設置	高齢者人口	要支援 認定者数
佐賀市	おたっしや本舗 佐賀 (佐賀市地域包括支援センター)	勸興・神野	●	4,245	328
	おたっしや本舗 城南 (佐賀市城南地域包括支援センター)	赤松・北川副	○	5,317	364
	おたっしや本舗 昭栄 (佐賀市昭栄地域包括支援センター)	日新・嘉瀬・新栄	○	5,878	399
	おたっしや本舗 城東 (佐賀市城東地域包括支援センター)	循誘・巨勢・兵庫	○	5,879	408
	おたっしや本舗 城西 (佐賀市城西地域包括支援センター)	西与賀・本庄	○	4,387	321
	おたっしや本舗 城北 (佐賀市城北地域包括支援センター)	高木瀬・若楠	○	5,620	393
	おたっしや本舗 金泉 (佐賀市金泉地域包括支援センター)	金立・久保泉	○	2,666	175
	おたっしや本舗 鍋島 (佐賀市鍋島地域包括支援センター)	鍋島・開成	○	4,156	241
	おたっしや本舗 諸富・蓮池 (佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター)	諸富町・蓮池	○	3,773	230
	おたっしや本舗 大和 (佐賀市大和地域包括支援センター)	大和町	○	5,458	370
	おたっしや本舗 富士 (佐賀市富土地域包括支援センター)	富士町	○	1,484	98
	おたっしや本舗 三瀬 (佐賀市三瀬地域包括支援センター)	三瀬村	○	474	26
	おたっしや本舗 川副 (佐賀市川副地域包括支援センター)	川副町	○	5,000	364
	おたっしや本舗 東与賀 (佐賀市東与賀地域包括支援センター)	東与賀町	○	1,902	129
	おたっしや本舗 久保田 (佐賀市久保田地域包括支援センター)	久保田町	○	1,930	132
多久市	おたっしや本舗 多久 (多久市地域包括支援センター)	多久市	●	6,174	417
小城市	おたっしや本舗 小城北 (小城市北部地域包括支援センター)	小城町・三日月町	○	6,914	445
	おたっしや本舗 小城南 (小城市南部地域包括支援センター)	牛津町・芦刈町	○	4,325	273
神崎市	おたっしや本舗 神埼 (神崎市地域包括支援センター)	神埼町	●	4,844	275
	おたっしや本舗 神埼北 (神崎市北部地域包括支援センター)	脊振町	○	620	47
	おたっしや本舗 神埼南 (神崎市南部地域包括支援センター)	千代田町	○	3,278	178
吉野ヶ里町	おたっしや本舗 吉野ヶ里 (吉野ヶ里町地域包括支援センター)	吉野ヶ里町	●	3,488	209

※高齢者人口、要支援者数は、第1回策定委員会資料4（平成26年4月末現在の詳細値）の再掲

■図2 おたっしや本舗（地域包括支援センター）の圏域図



ウ 任意事業の現状

地域支援事業における任意事業では、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、各関係市町の高齢者や地域の実情に応じたさまざまな事業を実施しています。

地域の高齢者の健康・福祉の向上のためには、介護保険事業計画と老人福祉計画が互いに連携・補完をし合いながら、各種事業や活動をさらに効果的に推進していくことが重要となります。

①介護給付等費用適正化事業

国保連合会のシステムを活用した縦覧点検やケアプランの内容点検などを実施し、介護給付及びサービス内容の適正化を図っています。

[事業実施例]

縦覧点検・ケアプランチェック、介護保険給付費通知、福祉用具貸与価格通知、住宅改修の点検、介護支援専門員研修会 など

②家族介護支援事業

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、要介護状態等にある高齢者を現に介護する家族に対して、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室等の開催や紙オムツ等の介護用品の支給などの支援を実施しています。

[事業実施例]

家族介護教室、介護用品支給事業、家族介護交流会 など

③その他の事業

●成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由で、成年後見の申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長が後見開始の審判の申立てを行うことができます。この市町村申立て等における低所得の高齢者に対しては、申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行っています。

●地域自立生活支援事業

栄養改善が必要な高齢者に対し、配食の支援を行うとともに安否確認等その状況を定期的に把握する事業や介護相談員派遣事業を実施しています。

●高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者の健康づくり、社会参加、仲間づくりなどを促進するため、地域におけるさまざまな社会資源を活用した各種サービスを提供し、高齢者の自己実現や生きがいづくりを支援しています。

[事業実施例]

高齢者ふれあいサロン事業、高齢者スポーツ大会、健康づくり等各種講座 など

●住宅改修支援事業

居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護者及び要支援者に対し、介護支援専門員等が住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等を実施し、住宅改修費の支給の申請に必要な書類等を作成した場合の経費について助成を行っています。

●その他の事業

[事業実施例]

介護保険運営安定化事業、重度 ALS 入院時コミュニケーション支援事業

《第6期に向けた課題》

任意事業は、高齢者福祉事業との関連性を確保するために、関係市町の実情に応じた事業を実施してきました。今後も、関係市町の高齢者福祉事業と連携・補完し合うことで、より効果的な事業を実施していく必要があります。

2 第6期における地域支援事業について

(1) 第6期における地域支援事業の全体像

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）」が公布され、介護保険法が改正されました。

今回の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業の大幅な見直しが行われました。

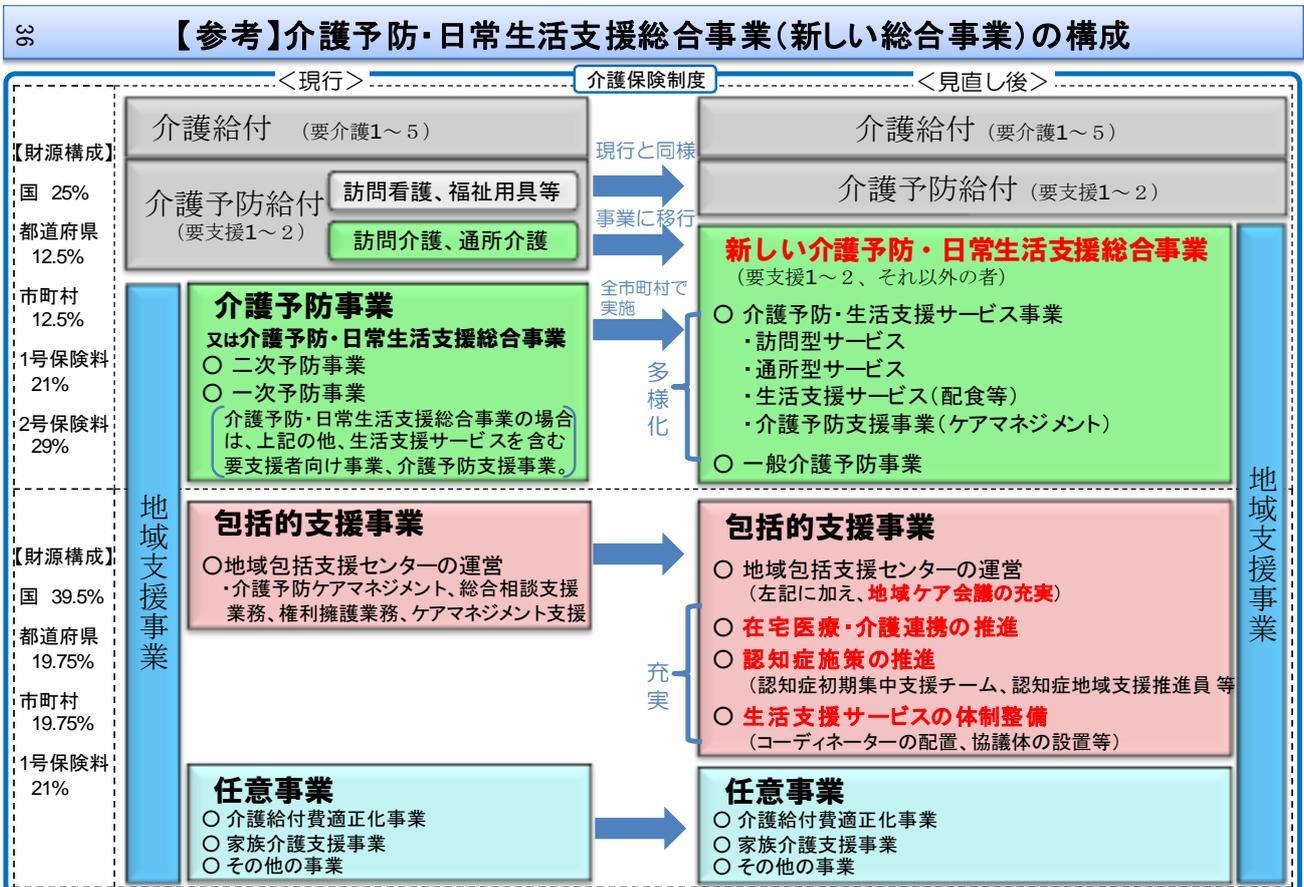
●新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設

制度改正における予防給付の見直しでは、全国一律の予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、地域支援事業の中に創設された「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」へ移行し、要支援者等に対して必要な支援を行うこととなります。

●包括的支援事業の見直し

今回の制度改正では、平成27年度以降、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられました。

■図3 改正後の地域支援事業の全体像



(2) 第6期における地域支援事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

第6期に創設された新しい総合事業は、要支援者等の選択できるサービスや支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等を図るものとされています。

①総合事業への円滑な移行

総合事業に係る規定の施行日は、平成27年4月1日とされていますが、介護保険者が条例で定める場合には、平成29年3月31日までの間において条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっています。(医療介護総合確保推進法附則第14条第1項)

総合事業への移行に当たって、まずは要支援者等が選択できるサービスや支援となる受け皿の整備や地域の特性を活かした取組等の推進を図っていく必要があります。そして、移行後のサービス提供に係る仕組みづくりや関係市町との協議、利用者への周知など一定の準備期間を要します。

そのため本広域連合では、円滑かつ着実に総合事業に移行できるよう、総合事業の実施時期については経過措置を最大限に活用し、経過措置期間を準備期間として十分な事業検討を行います。

また、事業実施に係る仕組みづくりに当たっては、これまで本広域連合と関係市町が担ってきた事務事業等も踏まえながら、広域的に統一したサービスや関係市町の地域の実情に応じたサービスなど、充実したサービスの提供体制を確保するために協議・検討を行います。

■第6期における事業構成

総合事業実施前		総合事業実施後	
給付	介護予防訪問介護・介護予防通所介護	総合事業	①介護予防・生活支援サービス事業
			●訪問型サービス
介護予防事業	①二次予防事業		●通所型サービス
	●二次予防事業の対象者把握事業		●その他の生活支援サービス
	●通所型介護予防事業		●介護予防ケアマネジメント
	●訪問型介護予防事業		②一般介護予防事業
	●二次予防事業評価事業		●介護予防把握事業
	②一次予防事業		●介護予防普及啓発事業
	●介護予防普及啓発事業		●地域介護予防活動支援事業
	●地域介護予防活動支援事業		●一般介護予防事業評価事業
●一次予防事業評価事業	●地域リハビリテーション活動支援事業		

平成29年3月31日までの間において事業実施を猶予することが可能

②介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。そして、その取組は、高齢者が運動教室等で学んだことを日常生活において継続して実践することでより効果が得られます。今後は、自主的な活動グループの育成・支援や住民運営による通いの場の充実などを更に重視した事業を展開していく必要があります。

また、日常生活における介護予防への意識づけや介護予防の習慣化など介護予防に関する意識啓発に引き続き努めていきます。

なお、総合事業における介護予防事業（一般介護予防事業）では、一次予防事業と二次予防事業を区分せずに実施することになり、事業形態の見直し等が必要となります。

イ 包括的支援事業

①地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されています。高齢者にとって最も身近な相談窓口として、また、地域におけるネットワーク等の連携拠点として、更にその役割や機能が果たせるよう、センターの機能強化に努める必要があります。今後も、法人設置センターの後方支援や統括的役割を担う市町設置センターや関係市町の高齢福祉担当部署を基幹とした連携体制を維持し、行政と法人設置センターの一体性や連携を確保することによりセンターの機能強化に努めます。

また、第5期では、センター自らその実施する事業の評価を行うことにより、事業の振り返りや課題の洗い出し等を行ってきましたが、このようなセンター運営に関する定期的な点検を継続して実施します。また、センターに対する運営方針についても見直しを行い、より安定した運営水準の確保に努めます。

②地域ケア会議の充実

今回の介護保険法の改正では、現在、厚生労働省の通知に基づき実施されている地域ケア会議について、「適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う」ものとして、介護保険法上（第115条の48）に位置づけられました。

本広域連合では、地域ケア会議の実施について、第5期からその取組をスタートした段階ですが、今後も地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとして、地域ケア会議の定着・普及に努めます。

また、地域包括支援センターが抽出した地域課題等を関係市町や広域連合がくみ上げる仕組みを明確化し、地域課題の解決のための検討につなげていくなど、地域ケア会議の円滑な実施のために環境整備等を図ります。

③在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進

今回の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向け、2025年を見据えた取組を一層推進していくために、「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」「認知症施策の推進」が包括的支援事業の新たな事業として、介護保険法（第115条の45第2項第4号から第6号）に規定されました。

また、現行制度では、包括的支援事業を委託する場合は、事業の全てについて一括して委託することとされていますが、これらの新しい事業は既存の事業とは別に委託できる仕組みとなっています。

a 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することが重要となります。そのためには、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る必要があります。

b 生活支援体制整備事業

高齢化が進む社会においては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が、今後も増加することが予測できます。高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、日常生活や介護に対する不安を解消するための支援や地域で支え合う体制づくりが重要となります。

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくための様々な生活支援等サービスを担う事業主体のネットワークの構築や、社会参加意欲の強い高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、支援の場につなげるなど、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する必要があります。

c 認知症総合支援事業

高齢者が要介護状態等になっても、安心して、その人らしく尊厳を持って暮らしていくためには、今後、急増することが予想される認知症高齢者等への対応が急務となっています。

引き続き、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発に取り組むとともに、地域における認知症の人とその家族を支援する相談体制の推進や早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備など、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組を推進する必要があります。

●改正介護保険法による新たな事業の円滑な実施

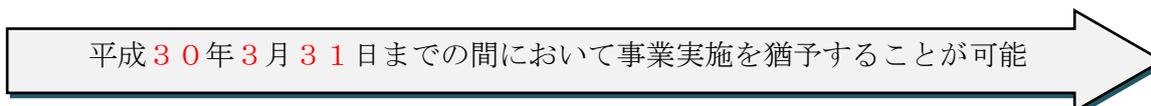
これらの事業に係る規定については、その施行日は平成27年4月1日とされていますが、介護保険者が条例で定める場合には、平成30年3月31日までの間において条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっています（医療介護総合確保推進法附則第14条第3項から第5項まで）。

各事業の実施に係る体制整備には関係市町や関係機関等との協議等も要するところですが、現時点では事業費の上限等詳細な事業内容が示されていない状況です。施行日における事業実施については準備期間が足りない状況であるため、経過措置を活用した準備期間を設けたうえで、第6期期間中に順次実施ができるよう検討を行います。

■第6期における事業構成

包括的支援事業	●地域包括支援センターの運営
	①介護予防ケアマネジメント事業
	②総合相談支援事業
	③権利擁護事業
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域ケア会議の充実）

※総合事業の実施後は、介護予防ケアマネジメント事業については総合事業の中で実施することになります。



業支援包括的	①在宅医療・介護連携推進事業
	②生活支援体制整備事業
	③認知症総合支援事業

ウ 任意事業

今回の介護保険法改正では、任意事業については大幅な改正は行われていません。よって、基本的には第5期を踏襲し、関係市町の高齢者福祉事業との一体性を確保するために関係市町の実情に応じた事業を実施します。

また、栄養改善が必要な高齢者に対する見守り型の配食の支援等については、総合事業の実施に伴い地域支援事業内での枠組みの見直し等の検討も必要となります。

■第6期における事業構成

任意事業	①介護給付等費用適正化事業	
	②家族介護支援事業	
	③その他の事業	●成年後見制度利用支援事業
		●地域自立生活支援事業
		●高齢者の生きがいと健康づくり事業
●住宅改修支援事業		
	●その他の事業	

エ 地域支援事業の上限設定

●改正前の地域支援事業

「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」のそれぞれの事業費について介護給付費見込額の2%を上限とし、更に地域支援事業全体で介護給付見込額の3%を上限としています。

●改正後の地域支援事業

地域支援事業の上限については、「総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の二つの区分で上限管理を行うことになり、地域支援事業全体の上限は設定されない予定です。

また、総合事業の上限については、基本的に予防給付から総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるように、従前の費用実績を勘案した上限を設定される予定となっています。

なお、包括的支援事業・任意事業の上限については、現在、国で検討中です。

3 第6期に向けた基本的な方向性

平成26年7月には、第6期介護保険計画策定に関する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）」について厚生労働省から示されており、本広域連合においてもそれに沿って策定を検討していくことになります。

示された第6期介護保険事業計画策定に関する基本指針（案）の概要は以下のようなものです。

（1）基本的な考え方

①地域包括ケアシステムの基本的理念

「介護保険法の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図ることが必要であり、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めること。」

- 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 介護予防の推進
- 日常生活を支援する体制の整備

②認知症施策の推進

「今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組を進めること。」

(2) 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年度（平成37年度）までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組む必要があります。このため、第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置づけ、2025年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築するようになります。



●そして、地域包括ケアシステムの構築のために、

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

といった、今後重点的に取り組むことが必要な事項について、地域の実情に応じて計画に位置づけるようになっています。

(3) これからの地域支援事業のあり方について

本広域連合は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指し、第5期介護保険事業計画では、これらを段階的に充実させていくスタート地点と位置付けました。

第6期では、2025年（第9期）に向けた取組をさらに充実させるために、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、今回の介護保険法の改正等を踏まえ、地域支援事業の充実を図っていく必要があります。

制度改正により新たに創設された事業に関しては、それぞれに経過措置が設けられています。本広域連合ではこの経過措置を準備期間として捉え、十分な検討・協議を重ねた上で、第6期介護保険運営協議会に諮りながら段階的に充実させていきます。